



庄川上流用水だより

第13号

発行/庄川上流用水土地改良区 〒939-1521 富山県南砺市苗島374番地4 TEL(0763)22-2373 FAX(0763)22-7433



十一間分水場(砺波市野村島地内)

庄川上流用水土地改良区の管理水路である『宮川用排水路』と鷹栖口用水土地改良区の管理水路である『横江宮川用排水路』が平面交差する分水場です。《宮川用排水路(庄川上流用水土地改良区管理):左手前から流入して右奥に流下》



農業経営環境の変化と 地域農業の課題について

理事長 山辺 美嗣

水田裏作として検討され品種の選定などを経て、富山県の1億円産地づくり事業として推進されてきたとみな野のたまねぎは、作付面積100ヘクタール規模となり、売上高も4億円と、稲作の3倍近い反当りの経済性となっています。作付けは育苗から収穫までの期間が稲作と重なるため、結果的には水田本作為り、かつ病害防止の耕作地ローテーションが必要であることから、面積拡大には課題もありますが、コメに代わる収益作物として成長しました。

一方、コメの1人当たりの年間消費量は昭和37年の118kgをピークに、現在は半分の55kgに激減していますが、食の選択が進んだことは豊かさの象徴でもあります。昭和46年度に始まった生産調整も価格低下に歯止めはかけられず、経過措置を経ていよいよ廃止されます。

1ヘクタール以下の稲作農家の収益はマイナスであり、それ以上の規模の農家や経営体も稲作農業の経営環境は非常に厳しく、全国的に耕作放棄地も増加している現実ですが、コメはいよいよ品質競争が激化し、富山県も「富

富富」で参戦することとなりました。是非とも全国一の評価を取ってほしいですね。

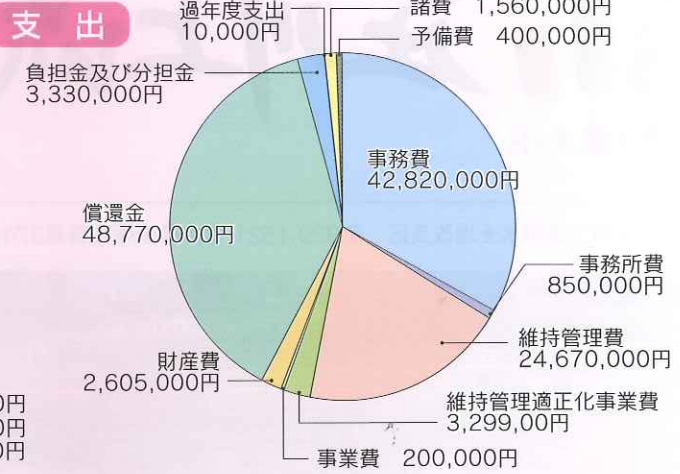
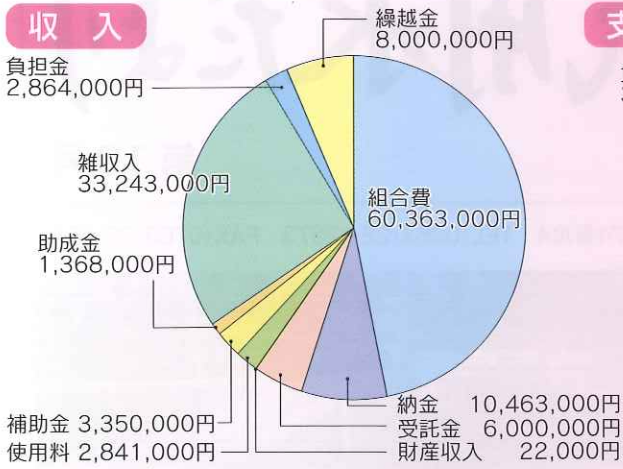
集落営農も含め大規模経営体に耕作が移行し、新たに多様な収益作物への取り組みも一層進めなくてはならない状況下で、農業・農村を支えてきた共同活動さえも担い手不足から継続が危ぶまれており、今一度農業後継者の確保について真剣に取り組まなくてはならない時が来ています。

先の見えない不安な時期であるからこそ、地域の農地が荒廃しないよう土地改良区は農家負担の軽減に寄与していかなくてはなりません。そのような意識の下で庄川上流用水土地改良区は合併による合理化を実施し、小水力発電所を運用するなど賦課金の低減に努め、組合員の負担軽減に努めて参りました。

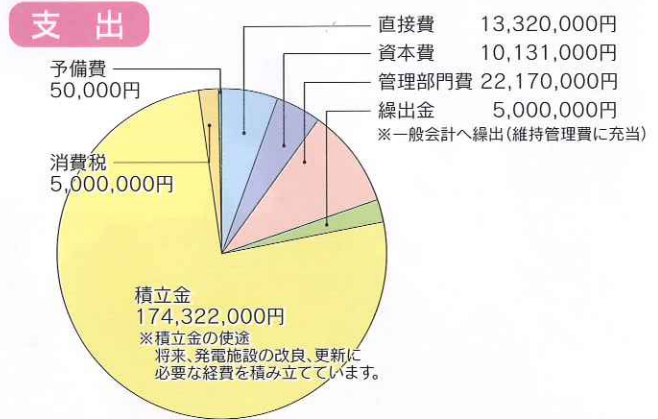
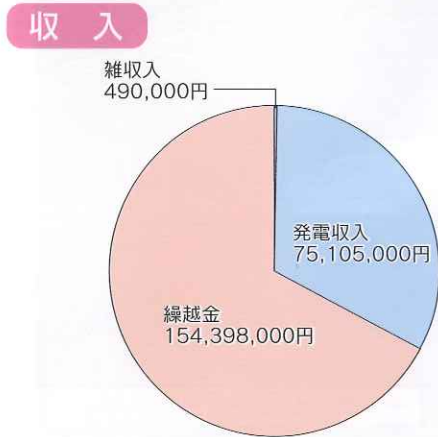
今後も適切な水利施設の管理、良好な土地改良区運営を目指して役職員一同努力してゆく所存です。広大な地域の基幹的水利施設を管理することは、地域に住む全住民の住環境を守ることに繋がっており、今後とも組合員各位のご理解とご支援をお願い申し上げる次第であります。

平成29年度 収支予算

☆一般会計収支予算 (予算総額：収支共 128,514,000円)



☆特別会計示野発電事業収支予算 (予算総額：収支共 229,993,000円)



平成29年度 賦課金・決済金について

当土地改良区の一般賦課金及び転用決済金については、下記のとおりとなっております。

*賦課金並びに決済金 基準日：平成29年1月1日現在

*一般賦課基準額

(円/10a)

工 区	農 地			宅 地 宅地納金
	經常賦課金	特別賦課金	合 計	
二万石工区	一 等 地	850	1,450	2,300
	二 等 地	425	725	1,150
新用水工区	一 等 地	850	200	1,050
	二 等 地	425	100	525
南 砺 工 区	田	705	300	1,005
	畑	352	150	502

*納入の期日

第1期 平成29年6月30日
賦課額の1/2

第2期 平成29年10月31日
賦課額の1/2

*転用決済基準額

(円/10a)

工 区	決 済 金			
	經常決済金	特別決済金	合 計	
二万石工区	32,987	28,029	61,016	
新用水工区	32,987	12,313	45,300	
南 砺 工 区	田	27,386	32,614	60,000
	畑	13,693	16,307	30,000

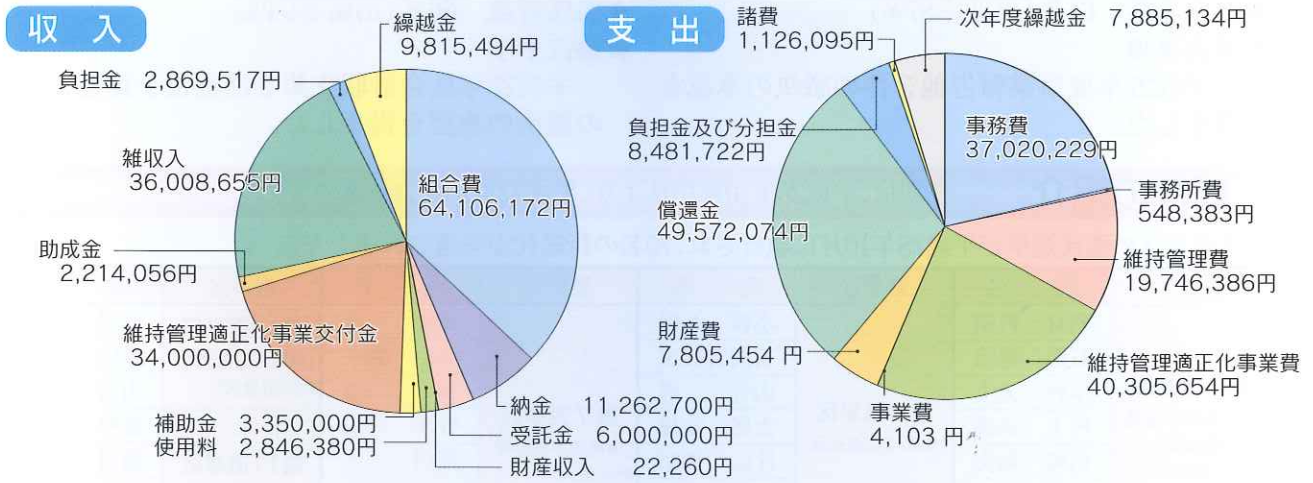
*賦課金の端数計算

1組員に対する賦課金額300円未満については、徴収いたしません。

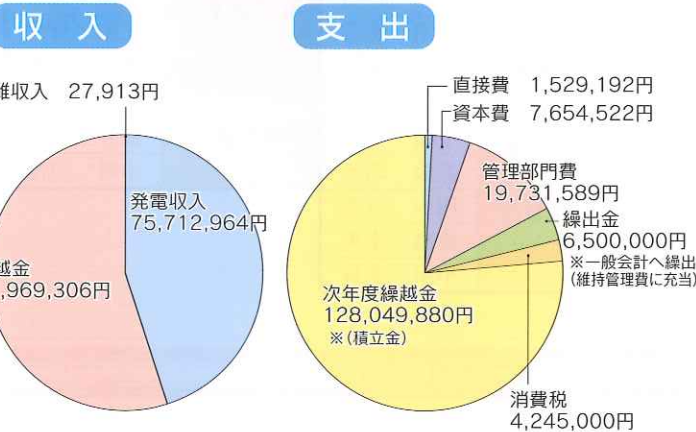
また、年賦課額が10,000円以下の場合、第1期に全額徴収致します。

平成27年度 収支決算

☆一般会計収支決算（決算総額：収支共 172,495,234円）



☆特別会計示野発電事業収支決算
（決算総額：収支共 167,710,183円）



☆特別会計功労者表彰金収支決算

予算額	収入決算額	支出決算額	次年度繰越金
2,603,000	2,611,648	0	2,611,648

☆特別会計職員退職給与積立金収支決算

予算額	収入決算額	支出決算額	次年度繰越金
10,242,000	10,240,971	0	10,240,971

☆特別会計運用積立金収支決算

予算額	収入決算額	支出決算額	次年度繰越金
117,800,000	117,657,323	9,053,888	108,603,435

☆特別会計転用決済金積立金収支決算

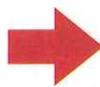
予算額	収入決算額	支出決算額	次年度繰越金
14,807,000	14,890,997	2,211,000	12,679,997

平成28年度の施工事業完成写真

維持管理適正化事業 岩武用排水路転倒ゲート整備工事 (南砺市岩武新地内)

【昭和 59 年に岩武用排水路に設置された転倒ゲートが腐食し、また作動性も悪くなっていた為、機構部分の取替え工事を行いました。なお、ゲート扉は既設利用しました。】

工事費 16,016,400円 ・ 転倒ゲート整備 4基



第16回 総代会開催

第17回 総代会開催

- ★平成28年10月21日(金)
- ★総代数 70名
- ★出席者数 61名(出席率87%)
- ★議決事項

平成27年度事業報告他3件の議決の承認を得ました。

- ★平成29年3月16日(木)
- ★総代数 70名
- ★出席者数 66名(出席率94%)
- ★議決事項

平成28年度会計収支第2回補正予算他5件の議決の承認を得ました。

総代の紹介

任期は、平成28年10月15日より、平成32年10月14日迄です。

当改良区の総代選挙が平成28年10月に執行され、70名の新総代が当選されました。

選挙区	氏名	選挙区	氏名	選挙区	氏名	選挙区	氏名
第1選挙区 (砺波市庄川町金屋、 青島、種田地区 砺波市中野地区)	朝倉 敦嗣	第4選挙区 (南砺市高瀬地区)	小西 八郎	第7選挙区 (南砺市旧福野町 野尻地区)	森松 茂	第10選挙区 (南砺市旧福光町 北山田地区)	石黒 英也
	石黒 徳治		石岡貴代夫		小山 修一		置田 武志
	中村 光夫		山竹 進		林 弘	第11選挙区 (南砺市旧井口村)	山田 一憲
	村上 宗義		大居 定雄		竹本 修志		吉村 久昭
	川崎 和夫		片山 義昭		荒川 達夫		前川 茂
	米道 有正		笠田 武司		中島 継次		高崎 悟
	小西 幸三		柏崎 雄彦		橋爪 忠博		木下 悟
第2選挙区 (南砺市旧井波町 山野地区)	上田 彰	第5選挙区 (南砺市旧福野町 広塚地区)	五嶋 博	第8選挙区 (砺波市東野尻、 五鹿屋地区)	小幡 章	第12選挙区 (南砺市旧城端町 藁谷、北野、大鋸屋 地区)	嶋田 敦
	齋藤 正夫		梅基 保		森河 信明		柳丸 武義
	中山 栄一		森田 正		森田 勇吉		徳田 徳栄
	永井 信彦		南 勇雄		犀川 巖雄		上田 育宏
	川縁 一彦	野村 孝信	川邊 敏行		清水 一雅		
	細川 正雄	森田 準一	小幡 正和		岡部 繁雄		
	荒木 修	澁谷 秀一	宮嶋 昭治		桜井 一之		
第3選挙区 (南砺市旧井波町 町部、南山見地区)	蓮川 雅章	第6選挙区 (南砺市旧福野町 町部、南野尻地区)	河原 政雄	第9選挙区 (小矢部市津沢、 水島地区)	田中 哲朗	中嶋 克浩	
	高崎 衆夫		吉田 康夫		津島 幸男		
	横江 清隆		斉藤 清志		小川 光雄		
	箭原 重徳		菅原 泉				
	田中 隆一						

役員紹介

任期は、平成28年11月15日より、平成32年11月14日迄です。

平成28年11月17日(木)当改良区において組織役員会が開催され、新しい役員体制が次のとおり決定しました。

役職	氏名	被選挙区	役職	氏名	被選挙区	役職	氏名	被選挙区	
理事長	山辺 美嗣	全区	理事	武部 清志	第4区	理事	中川 孝	第9区	
副理事長・会計担当	今井 勝春	第11区		大橋 俊次	第5区		寺脇 政信	野村 清典	第10区
副理事長・工事担当	橋場 武志	第4区		井上 潔	第6区			田原 政信	第12区
理事	土居野 哲	第1区		定司 俊憲	第7区	総括監事	岩倉 秀一	第1、2、3区	
	森松 敬	第2区		松田 和之			町田 博	第4、5、6区	
	木下 晴雄			宮嶋 和男		監事	山本 次介	第7、8、9区	
	吉田 平進	藤田 勉		橋場 光昭			第10、11、12区		
	前川 茂	第3区		坪本 正樹					
田中 一夫	河合 正弘								

おねがい

・用水にゴミを捨てないで!

用排水路に空き缶、ペットボトルなど多くのゴミが捨てられています。流れたゴミは下流で水路を詰まらせる原因となり、私たちの大切な用水や自然を汚しています。また、用水の敷地(用水堤、管理道路)に田から出た石やゴミを捨てることもやめましょう。

・用水堤でゴミを焼かないで!

用水の敷地(公の土地)でゴミを焼いたり、その灰を用水へ捨てることはやめましょう。

きれいで豊かな水を供給している用水を守るため、これからも皆さんの協力をお願いします。

お知らせ

組合員の資格得喪通知の届出について

- ・農業者年金を受けるため経営移譲した場合
- ・組合員の死亡により、農地を相続した場合
- ・住所や組合員名を変更する場合
- ・農地の売買、贈与、交換等で名義変更があった場合

以上については、土地改良法により通知が義務づけられており、これにより当土改の組合員名を変更いたします。

該当される方は、届出下さるようお願いいたします。尚、届出用紙は当土改にありますのでご連絡下さい。